

○牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成26年9月29日

規則第24号

牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例（平成26年条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条 市長は、条例第3条第2項の規定により指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項を牛久市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に定める掲示場への掲示又は市のホームページへ掲載することにより行う。

- (1) 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の資格要件
- (3) 条例第4条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (4) 条例第6条の規定による申請を受け付ける期間
- (5) 選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 申請方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請等）

第3条 条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 法人概要書

- (2) 指定の期間内における各年度の収支予算書及び事業計画書
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画に係る人員の配置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(指定の通知)

第4条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者の指定をしたときは、指定された者には指定管理者指定通知書（様式第2号）を、指定されなかった者には指定管理者不指定通知書（様式第3号）を通知するものとする。

（協定事項）

第5条 指定管理者の指定を受けた者は、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する協定を市長と締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 行政処分等の権限を含む業務の範囲に関する事項
- (3) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (4) 牛久市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定の取消し等）

第6条 市長は、条例第10条の規定により、指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消し等通知書（様式第4号）により、指定管理者に通知するものとする。

（定期利用の許可期間）

第7条 定期利用の許可期間は、1月、3月及び6月とする。

(定期利用の許可の申請)

第8条 条例第14条の規定により、定期利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、牛久市自転車駐車場定期利用許可申請書（様式第5号）により指定管理者に申請しなければならない。

(定期利用の許可)

第9条 指定管理者は、定期利用の許可をしたときは、牛久市自転車駐車場定期利用許可証（様式第6号。以下「定期利用許可証」という。）及び定期利用ステッカー（様式第7号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期利用許可証を携帯するとともに、定期利用ステッカーを駐車しようとする自転車等の後部の見やすい箇所に貼りつけなければならない。

(変更の届出)

第10条 定期利用者は、住所、氏名又は自転車等を変更したときは、牛久市自転車駐車場定期利用者住所等変更届（様式第8号）に当該許可に係る定期利用許可証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、前項の届出があったときは、当該届出に係る定期利用許可証の記載事項について修正するとともに、自転車等の変更にあつては定期利用ステッカーを再交付するものとする。

(定期利用許可証等の再交付)

第11条 定期利用者は、定期利用許可証又は定期利用ステッカーを紛失し、又は破損し、若しくは汚損し、再発行を受けようとするときは、牛久市自転車駐車場定期利用許可証等再交付申請書（様式第9号）により指定管理者に申請しなければならない。

(一時利用の許可)

第12条 条例第12条第2号の規定による自転車等の一時利用の許可は、自転車等をサイクルロックポストへ設置し、利用料を納付することにより、申請及び許可に代えるものとする。

(利用の許可の取消し等の通知)

第13条 指定管理者は、条例第16条の規定に基づき駐車場の利用の許可を取消し、又は停止するときは、牛久市自転車駐車場定期利用許可取消（停止）通知書（様式第10号）により当該利用者に通知するものとする。

(利用料の納付)

第14条 条例第17条に規定する利用料は、駐車場の許可の際に納付しなければならない。

2 指定管理者は、利用料を領収したときは、領収書（様式第11号）に領収印を押して、利用者に交付するものとする。

(利用料の免除)

第15条 条例第18条の規定により、指定管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を免除することができる。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている者及びそれと同一世帯に属する者が定期利用するとき。

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳又は厚生省事務次官通知（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けている者が定期利用するとき。

(3) その他、市長が特別な理由があると認めるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する者で、利用料の免除を受けようとする者は、牛久市自転車駐車場利用料免除申請書（様式第12号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に対する決定をしたときは、その旨を牛久市自転車駐車場定期利用料免除承認（不承認）通知書（様式第13号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(利用料の還付)

第16条 条例第19条ただし書の規定による還付は、定期利用の許可期間が1

月以上残っている場合に限り行うものとし、既に利用した月数分（1月に満たないときは1月とする。）の定期利用料を差し引いた残額を返還するものとする。

- 2 還付を受けようとする者は、牛久市自転車駐車場定期利用料還付申請書（様式第14号）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に対する決定をしたときは、その旨を牛久市自転車駐車場定期利用料還付承認（不承認）通知書（様式第15号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（牛久市による事務の実施）

第17条 条例第26条の規定により、牛久市が業務を行う場合は、第7条（見出しを含む。）中「利用」とあるのは「使用」と、第8条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項中「利用」とあるのは「使用」と、第10条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条（見出し中を含む。）中「利用」とあるのは「使用」と、第13条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第14条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「領収書（様式第11号）に領収印を押して」とあるのは「牛久市会計規則に規定する納入通知書（兼領収書）又は領収書（様式第11号）に所定の領収印を押して」と、第15条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」と

あるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第16条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、同条第2項及び第3項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第5号から様式第15号までの規定中「利用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条の規定による指定の公募、第3条の規定による指定申請書の提出、第4条の規定による指定の通知及び第5条の規定による協定の締結に関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第5条までの規定の例により行うことができる。

様式第1号（第3条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

牛久市長 殿

（申請者）

住所

法人等名

代表者名

電話番号



牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

添付書類

- (1) 法人概要書
- (2) 指定の期間内における各年度の収支予算書及び事業計画書
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書
- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録
- (5) 事業計画に係る人員の配置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条関係）

指定管理者指定通知書

年 月 日

様

牛久市長



牛久市自転車駐車場の指定管理者の指定について、以下のとおり通知します。

記

- 1 施設の名称 牛久駅東口自転車駐車場、ひたち野うしく駅東西口自転車駐車場
- 2 結果 指定管理者に指定されました
- 3 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 備考

以上

様式第3号（第4条関係）

指定管理者不指定通知書

年 月 日

様

牛久市長



牛久市自転車駐車場の指定管理者の指定について、以下のとおり通知します。

記

- 1 施設の名称 牛久駅東口自転車駐車場、ひたち野うしく駅東西口自転車駐車場
- 2 結果 指定管理者に指定されませんでした
- 3 不指定の理由

様式第4号（第6条関係）

指定管理者指定取消し等通知書

年 月 日

（指定管理者）

様

牛久市長



指定管理者の取消し等について、以下のとおり通知します。

記

- 1 施設の名称 牛久駅東口自転車駐車場、ひたち野うしく駅東西口自転車駐車場
- 2 内容
 - ・指定を取り消します。
 - ・業務の（全部・一部）停止を命じます。
- 3 理由

- 4 指定取消日 年 月 日
- 5 業務停止期間 年 月 日 から 年 月 日
- 6 停止する業務の範囲

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

牛久市長（指定管理者） 殿

申請者			
住所			
フリガナ			
氏名			
電話番号			
生年月日	年 月 日	性別	男・女

牛久市自転車駐車場定期利用許可申請書

牛久市自転車駐車場を定期利用したいので、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第8条に基づき、下記により申請します。

自転車駐車場名	東口・西口 自転車駐車場		
利用目的	1 通勤 2 通学 3 その他（ ）		
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで (1箇月・3箇月・6箇月)		
通勤又は通学先	名称		
	所在地		
	電話番号		
駐車車両及び防犯登録番号又は車輛番号	種別	自転車・原動機付自転車 普通自動二輪車・大型自動二輪車	
	番号		
※使用料	円	※許可番号	

注意事項

- ※印欄は、記入しないでください。
- 申請に当たっては、学生証又は身分証明書を提示してください。
- この申請書に虚偽の記載があったとき、又は定期利用許可証の不正使用をしたときは、許可を取消し、又は利用を停止します。

様式第6号（第9条関係）

（表）

No. _____	
牛久市自転車駐車場定期利用許可証	
年 月 日から	箇月
年 月 日まで	
_____ 様 歳(男・女)	
発行年月日	年 月 日
利用料金	円
利用駐車場名	自転車駐車場 許可番号 No. _____
牛久市長（指定管理者）	
印	

9cm

6cm

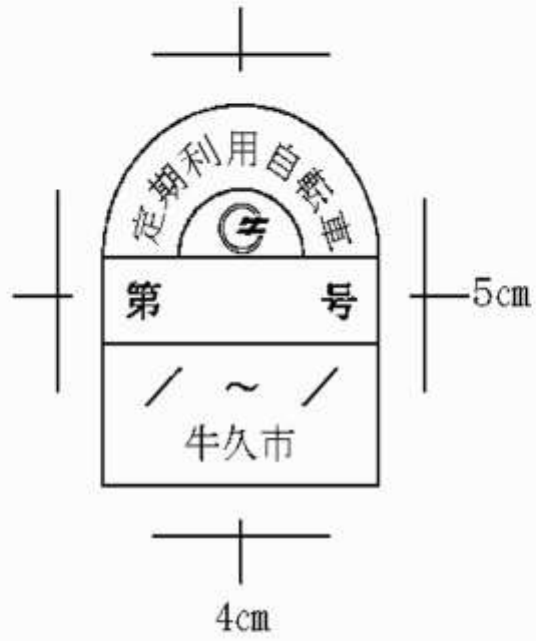
（裏）

注 意 事 項

- (1) 定期利用許可証は、入退場の際、係員の指示に従い掲示してください。
- (2) 自転車は、指定の位置に駐車し、後部に定期利用ステッカーを張り付け、必ず施錠してください。
- (3) 定期利用許可証を不正に使用した場合は、自転車駐車場の利用を取り消し、又は停止することがあります。
- (4) 定期利用許可証を紛失、又は汚損した場合は、直ちに届出をしてください。
- (5) 自転車駐車場内において、第三者の行為により生じた事故、災害及び盗難等については、一切責任を負いません。

様式第7号（第9条関係）

定期利用ステッカー



様式第8号（第10条関係）

年 月 日

牛久市長（指定管理者）

殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号 ()

牛久市自転車駐車場定期利用者住所等変更届

牛久市自転車駐車場定期利用許可申請書の申請内容に変更があったので下記のとおり届出します。

自転車駐車場名			
区 分	変 更 前	変 更 後	
住 所			
氏 名			
利 用 の 目 的	通勤 通学 その他	通勤	通学 その他
そ の 他			

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

牛久市長（指定管理者）

殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号 （ ）

牛久市自転車駐車場定期利用許可証等再交付申請書

牛久市自転車駐車場定期利用許可証（定期利用ステッカー）の再交付を受けたいので、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第11条に基づき次のとおり申請します。

※ 申請理由

- 1 定期利用許可証・定期利用ステッカーの紛失
- 2 定期利用許可証・定期利用ステッカーの破損又は汚損
- 3 その他（ ）

注意事項

該当するものを○で囲んでください。

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

牛久市長（指定管理者）

印

牛久市自転車駐車場定期利用許可取消（停止）通知書

あなたの 自転車駐車場の定期利用許可（ 年 月 日許可）
は、下記の理由により取消（停止）します。

記

理由：

様式第11号（第14条関係）

<p>領 収 書</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>自転車駐車場利用料として</p> <p>金 _____ 円</p> <p>上記領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>牛久市会計管理者（指定管理者）</p>
<p>領 収 書(控)</p> <p style="text-align: right;">様</p> <p>自転車駐車場利用料として</p> <p>金 _____ 円</p> <p>上記領収いたしました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>牛久市会計管理者（指定管理者）</p>

様式第12号（第15条関係）

年 月 日

牛久市長（指定管理者）

殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号 ()

牛久市自転車駐車場利用料免除申請書

記

自転車駐車場名

自転車駐車場

利用期間

年 月

日から

年 月

日まで

免除を受けようとする理由

様式第13号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

牛久市長（指定管理者）

印

牛久市自転車駐車場定期利用許可免除承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった自転車駐車場定期利用料の免除について、下記のとおり承認（不承認）したので、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第15条第3項の規定により通知します。

記

1 承認

(1) 免除の金額 円

(2) 免除の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 不承認

理由

様式第 14 号 (第 16 条関係)

年 月 日

牛久市長 (指定管理者)

殿

申請者

〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 () _____

牛久市自転車駐車場定期利用料還付申請書

牛久市自転車駐車場利用料の還付を受けたいので、牛久市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第 16 条第 2 項に基づき、下記のとおり申請します。

記

自転車駐車場名	東口 ・ 西口 自転車駐車場
還付申請の理由	
定期利用許可番号	No.
定期利用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用不能期間	年 月 日から 年 月 日まで
還付方法	振 込
※ 還付金額	円

振込依頼書

振込先	銀行・信用金庫	支店
現金の種類	普通	当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

注意事項

- ※印欄は、記入しないでください。

様式第 15 号（第 16 条関係）

第 号
年 月 日

様

牛久市長（指定管理者）

印

牛久市自転車駐車場定期利用料還付承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった牛久市自転車駐車場定期利用料の還付
については、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

自転車駐車場名	自転車駐車場
定期利用許可番号	
還付期間	年 月 日から 年 月 日まで 箇月間
還付金額	円
※不承認理由	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第9条関係)

様式第8号 (第10条関係)

様式第9号 (第11条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第14条関係)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第15条関係)

様式第14号 (第16条関係)

様式第15号 (第16条関係)